



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1104	財団法人道府県会館の平成23年度経営状況	(管財課).....	1
1105	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
1106	〃	( 〃 ).....	2
1107	〃	( 〃 ).....	2
1108	〃	( 〃 ).....	3
1109	〃	( 〃 ).....	3
1110	〃	( 〃 ).....	3
1111	〃	( 〃 ).....	4
1112	〃	( 〃 ).....	4
1113	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	4
1114	〃	( 〃 ).....	5
1115	〃	( 〃 ).....	5
1116	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	6
1117	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	6
1118	〃	( 〃 ).....	6
1119	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	7
1120	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	7

### ○ 公安委員会告示

44	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	.....	8
----	--------------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

財団法人道府県会館の平成23年度経営状況

#### 1 建物共済事業

分担金その他収入	1,388,550,123円
災害共済金その他支出	538,643,695円
正味財産	1,713,486,317円

#### 2 機械損害共済事業

分担金その他収入	785,511,488円
災害共済金その他支出	167,033,930円
正味財産	690,861,575円

和歌山県告示第1105号

和歌山県御坊市明神川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月12日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市明神川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市明神川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

和歌山県告示第1106号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月12日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

和歌山県告示第1107号

和歌山県御坊市岩内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年3月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市岩内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県御坊市岩内の一部地区

- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

**和歌山県告示第1108号**

和歌山県田辺市伏菟野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成24年2月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

**和歌山県告示第1109号**

和歌山県田辺市下川上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月26日から平成24年3月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川上の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

**和歌山県告示第1110号**

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

平成22年5月26日から平成24年3月23日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市熊野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

#### 和歌山県告示第1111号

和歌山県和歌山市吹上3丁目・吹上4丁目・吹上5丁目・堀止東2丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成22年5月25日から平成24年2月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市吹上3丁目・吹上4丁目・吹上5丁目・堀止東2丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市吹上3丁目・吹上4丁目・吹上5丁目・堀止東2丁目地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

#### 和歌山県告示第1112号

和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂・大川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期  
平成22年6月1日から平成24年2月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂・大川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂・大川の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成24年9月12日

#### 和歌山県告示第1113号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年11月5日まで縦覧に供する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年9月3日

2 名称

特定非営利活動法人ぷちこすもす会

3 代表者の氏名

井原啓子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市相谷52番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々に対して、小規模作業所運営に関する事業を行い、障害者が生き活きと、誇りをもって暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第1114号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年11月7日まで縦覧に供する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年9月7日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山国際脊椎先端技術開発研究会

3 代表者の氏名

吉田宗人

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市七番丁11番1号 アラスカビル

5 定款に記載された目的

この法人は、脊椎脊髄病治療に関する最先端技術の修得を目指す医師を全国から募り、関係諸機関と連携して、効率的かつ短期間に高レベルの専門医に養成することを支援するとともに、さらに進んだ治療技術の開発や脊椎脊髄病手術実績の蓄積、関連情報の提供などを行うことにより、和歌山県民の医療・福祉および経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第1115号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年11月7日まで縦覧に供する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成24年9月7日

## 2 名称

特定非営利活動法人ピュア作業所

## 3 代表者の氏名

大東要介

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市出水133番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者に対して、地域活動支援に関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御医 43-1	T-cubeメディカルクリニック	御坊市御坊265-1	平成 24. 8. 31

## 和歌山県告示第1117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御医 79-24	T-cubeメディカルクリニック	御坊市湯川町財部646-11	平成 24. 9. 1

## 和歌山県告示第1118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

伊葉 33-24	株式会社こうや総合調剤薬局	伊都郡高野町大字高野山636	平成 24.9.1
-------------	---------------	----------------	--------------

## 和歌山県告示第1119号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
T-cubeメディカルクリニック	御坊市御坊265-1	医療機関の名称	丸山診療所	T-cubeメディカルクリニック	平成 24.8.13

## 2 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ケアサポートさくら	海南市大野中458-1	訪問看護ステーション等の所在地	海南市名高140-1	海南市大野中458-1	平成 24.8.27

## 和歌山県告示第1120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド和歌山有田川店

和歌山県有田郡有田川町大字植野字北内田14番1 他

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町1番1号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町1番1号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年4月30日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1, 646㎡
- 6 駐車場の収容台数  
65台
- 7 駐輪場の収容台数  
58台
- 8 荷さばき施設の面積  
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
50.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成24年8月29日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成24年9月21日から平成25年1月21日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第44号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年9月21日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

- 1 審査の種別及び級
- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
  - (2) 施設警備業務1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
  - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
  - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時  
平成24年12月5日（水）午前10時から午後4時まで
- 3 審査場所  
和歌山県岩出市高塚513番地



有限会社岩出カースクール

4 定員

合計20名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

(1) 和歌山県内に住所を有する者

(2) 所属する営業所が和歌山県内にある者

(3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申出期間

平成24年10月24日（水）及び同月25日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

9 審査を希望する者の手続

(1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号:073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
- エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。
- カ 上記の手続を経て、受付番号を取得した審査希望者を審査予定者とする。

## 10 審査申請書等の提出に関する手続

## (1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成24年10月30日（火）及び同月31日（水）の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、（2）の書類等を（3）の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

## (2) 提出する審査申請書類等

## ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

## オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

## (3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

## 11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

## 12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）